研究者として、教育者として 一教員生活を振り返って一

金 子 和 夫*

1. 運命的な恩師との出会い

私は、1971(昭和46)年4月、専修大学経済 学部に入学したが、同大学への明確な志望動機が あったわけではない。国鉄職員であった父親の仲 間からの紹介で受験した結果と自分自身で受け止 めている。

経済学部では2年次からゼミが履修できることから、私は経済政策のゼミを選択し合格した。しかし、経済理論になじむことができず、さらに、一般教養で「仕方なく」履修した数学の授業において、「経済学部では3年次に必修科目で統計学があり、数学より難しい」と言われたことから、今後の進路変更を真剣に考えるようになった。結果として、転学部試験を受験し、2年次から法学部に転部した。なぜ法学部かと言えば、当時ベトナム戦争や沖縄返還など、政治がダイナミックに動いていたこと、労働組合運動、特に官公労働者の「スト権奪還闘争」もそれに合わせて大きなうねりがみられ、労働問題や労働法を学びたい気持ちが強くあったことによる。この法学部への転部

が私の職業生活に大きな影響を与えることになる。

法学部では3年次からゼミを履修することにな り、2年次末にゼミを受験した。もちろん「労働 法」ゼミである。ところが、3年次になってもゼ ミが始まらず、自主ゼミという形で4年次との合 同ゼミが進められた。私をはじめ複数のゼミ生は この中途半端な状況の打開に向けて、法学部長と 話し合いを持った結果、学部長からゼミ担当教員 の退職と代わりの非常勤講師が決定したとの報告 があった。これに対してゼミ生の意見は二つに分 かれ、非常勤講師の来校時に受入れの替否を問う 信任投票が行われた。私を含めた3年次生を中心 に投じた賛成票が上回り、私ともう一人のゼミ生 が非常勤講師室に先生を迎えに行った。私が「先 生、信任されましたのでどうぞお越しください」 との挨拶に、先生は「そうですか、ありがとうご ざいます」といったような言葉をいただいたと記 憶している。これが、私の生涯の恩師で私が研究 者の道に進むきっかけとなった「佐藤進先生」(当 時:日本女子大学教授)との出会いであった。

2. 大学院進学

「ゼミとは、教員と学生との『喧嘩の場』だ」

* Kaneko, Kazuo ルーテル学院大学 という先生の言葉が、その後のゼミ運営そのもの を物語っていた。ゼミ発表やゼミ論作成におい て、相当の先行論文を読むことが要求された。さ らに、先生は、「社会現象や社会構造との関係に おいて法を客観的にみること」、特に労働法や社 会保障法は「生ける法」でなければならないと機 会あるごとに言われた。いわゆる「法社会学」的 考察の重要性を常に指摘された。そのため、単に 先行研究の結果をまとめたゼミ発表にとどまら ず、法制定当時の時代背景と今日の社会状況、生 活状況を前提とした法の適用状況などを念頭にお いて、発表資料づくりを行うことが当然のように なった。ゼミでは、それをたたき台として賛否両 論に分かれたディベイトが毎回行われ、そこには 先生が口をはさむ余地がないほど議論が活発化 し、その後の居酒屋における議論に発展する場合 も多々あった。

こうしたゼミでの議論はその後の私の進路に大きな影響をもたらした。大学卒業年次において国家公務員試験を受験し内定先まで決まっていたが、佐藤先生のゼミの印象があまりにも強烈で、この先生の指導の下で研究生活を継続したいとの欲求から大学院への進学を決定した。翌年度以降、専修大学大学院法学研究科に在籍して労働法を研究する一方、週1日は日本女子大学の大学院に出席し、院生と議論しながら先生の指導を受けて社会保障法の研究をあわせて行うことになった。

この時期に特筆すべきは、先生と一緒に「日本社会保障法学会」(当時:社会保障法研究会)創設に向けて活動し、さらに、創設3年目から10年間にわたって学会事務局を運営したことである。特に理事会において、当時の私からすればそれぞれの学問領域の大家である著名な先生方との出会いは強烈であった。有泉亨先生(東大名誉教授)を始めとした先生方の発言は、労働法や民法、そして社会保障法にとどまらず、政治・経済を含めて斬新かつきわめて興味深いものであった。理事会のたびに、理事の先生方から私のような若輩者に常

に温かい言葉をいただいたことは、今でも鮮明に 覚えている。

大学院では、佐藤先生以外のもう一人の恩師で ある「石川吉右衛門先生」(当時:東京大学法学部 教授) との出会いも指摘しなければならない。石 川先生は、私が学部4年次の時非常勤講師として 労働法を担当されていた。石川先生は当初から 「怖い先生」というイメージが強かった。授業は 東大法学部の教材を用いて展開されたが、石川先 生はそれとともに小六法を必ず持参し、条文の説 明とその解釈を徹底して私たちに提供してきた。 その際授業に向き合っていない受講者がいたら、 すぐに先生の「カミナリ」が落ちたことを思い出 す。大学院入学後、どういう経緯からか明確に覚 えてはいないが、修士課程の授業と論文指導は石 川先生が非常勤として担当されることになった。 先生の授業は毎回判例研究で、その解釈について 司法試験の口頭試問のようなやり取りが続いた。 結果として、私は、佐藤先生の法社会学的研究と 石川先生の法解釈学的研究を学ぶことができたと 思っている。

そして、修士論文は、大学院入学後すぐに佐藤 先生とともに参加した電労連(全国電力労働組合 連合会、現在「全国電力関連産業労働組合総連合 (電力総連)」)の特別委員会での研究(電労連 1975)(金子1978)をもとに、石川先生の指導で 書き上げた『公益事業と労働基本権-電気産業と 労働基本権-』であったことを付記し、今は亡き 二人の恩師に感謝する次第である。

3. 研究者として育てられた 東京都立労働研究所

修士課程修了後博士課程に進学し、その後法学 部助手として採用されたが3年後に退職となっ た。

そこで、佐藤先生の紹介で、東京都立労働研究 所研究員(非常勤)として研究者の道を継続する こととなった。労働研究所以外にも複数の非常勤 講師として従事することができたが、私を研究者 として育ててくれたのはこの研究所であったと考 えている。

東京都立労働研究所は1978年4月に設立され、 当初、労使関係、労働市場、中高年労働、労働衛 生の4部門で、後に女性労働を含め5部門での研 究体制がとられた。私が入ったときの所長は社会 保障法学会理事会でお世話になった有泉亨先生 で、87年からは松島静雄先生(東大名誉教授) である。他に助言者として、佐藤先生、氏原正二 郎先生 (東大名誉教授)、佐野洋子先生 (慶応義 塾大学教授)などが参加した毎月の会議で、議論 しアドバイスを得ながら調査研究を進めていっ た。調査研究は初めてであり、すべてが新鮮だっ た。当時の統計調査や面接調査は、今日の調査方 法からすれば「初歩的」であったかもしれない が、法律学、経済学、社会学など異なる分野の専 門家が3名でチームを組み、1~2年という時間 をかけて議論の中で分析を行っていくという研究 スタイルから、かなり質の高い研究成果をうみだ すことができたと自負している。

研究所では、研究員の誰もが年間少なくとも 10 本以上の調査研究に関わっていたが、中でも、 私が女性労働部門に在籍していた時の調査研究で ある「女子専門職の就労形態とその実態」は、そ の後の私のライフワークの一つとなるものであっ た (金子 1990)。この調査は、都内の老人福祉施 設のほぼ悉皆調査といえるもので、197 施設の施 設長ならびに職員2.476人に対して実施した。調 査結果から、老人福祉施設におけるマンパワーの 賃金や労働時間など労働条件の課題とともに、適 職意識や能力開発などの課題とあわせて、量的か つ質的な人材確保の必要性を指摘した。当時、こ うした規模で詳細な調査研究はほとんどない状態 だったため、この報告書が刊行されてから、専門 誌 (金子 1991)、社会保障法学会 (金子 1992a)、 社会福祉学会(金子1992b)での報告および学会 誌への論文掲載の機会が与えられたことに今でも 感謝している。特に、私は社会福祉学会員でな かったためこの発表前に入会申請したが、その際 佐藤進先生と一番ケ瀬康子先生(当時日本女子大 学教授)が推薦人となっていただいたことに感激 したものである。

都立労働研究所研究員の職を得た5年後、京都 の花園大学が社会福祉学部を創設する際に助教授 として赴任することとなった。京都に住まいを移 すことも考え一度は家族用マンションを借りた が、労働研究所研究員として研究を継続したかっ たこと、また、首都圏での非常勤講師もかなり あったことから、毎週火曜日に京都へ、そして木 曜日夜に埼玉へという単身赴任の形態を選択し た。毎週の往復新幹線代、さらには、94年から 学生に頼まれて創部した硬式野球部が京滋大学野 球連盟1部リーグに昇格し、土目に公式戦が入っ たことから、時期的に週2往復の新幹線代が自己 負担となったときには、さすがに悩んだものであ る。特に京都まで来たのに雨で試合が流れた時な ど泣くに泣けない状態であった。しかし、この野 球との出会いが、その後の少年野球、中学野球へ と結びつき、今日に至るまで地域貢献および教育 の一翼を担っていると自負している。

4. 本学における教育者としての役割

7年間の花園大学での勤務を終え、埼玉県にあ る東京国際大学に教授として移ることになった。 同大学でも、花園大学同様、新学部(人間社会学 部)を創設するに当たっての採用であった。最初 の1年間は旧学部の最終学年のゼミを担当した が、これは本当に「痛快」なゼミであった。10 数人の中には看護師やけん玉チャンピオンなど、 ユニークかつ活動の活発さは、「3万円台での海 外合宿」の実施など、私がゼミ生に振り回された 感があるといってよかった。ゼミも熱心で複数は 大学教員になっている。新学部の1期生ゼミも 20人ほどいたが、これも「すごい」としか言い ようがなかった。ゼミ運営を任せていたらいつま でも続いているし、オープンキャンパスでは、高 校生に声をかけてゼミに参加してもらいながら、 高校生が一言も話せないような状況さえ生まれて いた。ゼミ合宿も勝手に「島根県隠岐の島」に決 定し、最終日には複数が船に乗り遅れて私と一緒 に飛行機で松江まで帰らざるを得なかったなど、 大騒ぎが続いたゼミだった。翌年度も新規に70 名ほどの希望者があったが、5名程度の入ゼミを 認め、卒業後は大学教員や公務員などになって いった。ゼミは少人数でも大変だが、多人数でも 大変な時代であった。

東京国際大学では、ゼミ生には恵まれたが、学 部運営委員として、心理系中心の中で福祉の充実 が思うようにいかなかったこと、特に大学院の福 祉系専攻設置が途絶えていたことから、このまま 同大学に留まるか否か考えるようになった。その 時にルーテル学院大学に誘ってくれたのが市川一 宏先生だった。すでに、花園大学在職中から本学 で非常勤講師として「法学」を担当していたこと もあり、本学の学生気質は前述の東京国際大学の ゼミ生同様、私の心をくすぐっていた。また、 「表の社会事業大学、裏のルーテル学院大学(当 時は神学大学)」と、著名教員による福祉教育の 充実度は、福祉関係において共通の理解となって いた。そこで、改組転換(社会福祉学科等3学科 体制創設)における3回目の異動先として2000 年度から本学で教鞭をとることになった。

本学では、市川先生が長く学長職を務めた時期 で、その間私も市川体制を支える一人として学内 行政に係ることが多かった。異動3年目の2002 年度から2013年度まで社会福祉学科長、2014年 度から2019年度まで人間福祉心理学科長、あわ せて学科長を18年間引き受けてきた。前任の西 原先生の社会福祉学科長10年間について、「こん な激務を10年間も」などと思っていた当時から すれば、教職員の理解と協力、また、学生との関 わりの楽しさがなければ続けることが不可能だっ た 18 年間と考えている。さらに、2018 年度、19 年度の2年間は、学科長に加えて教務委員長、教 養主任の役割を担うことになり、毎週のように会 議の連続であった。そのためというわけではない が、なかなか本学で「研究者」として成長できな かったことを猛省している。

本学の非常勤時代はほぼ土曜日中心の出校日で あった。土曜日の非常勤講師室は非常ににぎやか で、全社協の和田敏明先生、東京天文台の西先生、法政大学教授の和田先生などそうそうたるメンバーであった。その理由としては、土曜日開講であったからこそ、非常勤での出校が容易であったのであろう。

非常勤時代のみならず専任になってからも、学生数は多く、特にユニークな学生が多く、先生方を含めてにぎやかな大学であった。一人で放っておいても必ず何かを見つけてくる学生が大半を占め、講義やゼミは自分の学生時代を彷彿させるような雰囲気があった。その時代に本学で教鞭をとれたことは「教育者」として非常に喜ばしいことであった。

本学での専任教員時代に特記しておきたいこと が複数ある。その一つは「福祉系高校」の教育に 関われたことである。福祉系高校は以前から存在 していたが、ようやく教科「福祉」が認められ、 「福祉の教員免許」を付与するための現職教員等 講習が開始されることになった。前任校(東京国 際大学) での最終年度から関わり、私の担当であ る社会福祉制度の講習内容と講習会テキストの作 成に携わった。その後3年間にわたり、全国6か 所の大学において各3週間で福祉の教員免許を付 与する講習会の講師を、現職の福祉系高校の先生 方と担ってきたことは、福祉教育を継続していく うえで私の大きな財産となった。あわせて、文部 科学省での教科「福祉」の学習指導要領の改訂作 業に関わったことも貴重な経験である。本事業に 関連して社会福祉制度の指導方法を提供し(金子 2022)、また、検定教科書(金子 2005)を刊行し たことも高校での福祉教育に寄与したものと自負 している。

二つには、NHK ラジオへの出演とそのテキスト作成である。佐藤進先生の紹介により、2003年度から来年度まで(途中1年間を除く)、NHKラジオ「社会福祉セミナー」に出演してきた。最近では、毎年度6月の土曜日4回(再放送は日曜日4回)25分番組で、「社会福祉の法律と制度」について話すとともに、NHK出版からテキストを出版してきた。ディレクターが求める「わかり

やすく法制度を話す」、テキストも「わかりやすく法制度を説明する」ことに心がけ、20年以上担当することができた。教室における講義のように歌いながら、冗談を飛ばしながらというわけにはいかないが、法制度をわかりやすくという教育的効果を達成できたのではないかと考える(金子2022)。

三つ目に、私の専任としての教員生活の最後に、恩師であった佐藤進先生に代わって監修本を出版できたことである(金子 2016)。本書は、公認心理師法が成立し、その国家試験に対応し得るものであるが、本学がキリスト教精神に基づく「福祉と心理」の教育を主眼とする大学に籍を置く者として、縁を感じずにはいられないのである。

いずれにしても、30数年にわたる教員生活において、多くの教職員の方々にお世話になったことに感謝したい。また、多数が苦手とする法制度をわかりやすく講義するために、歌や冗談に付き合ってくれた学生や大学院生にも感謝したい。そして、最後に、家族に感謝し、この紙面を閉じることとする。

【参考文献】

- 電労連(1975):電労連スト規制法対策特別委員会・全 国電力労働組合連合会『ストライキ規制法撤廃に 関する対策報告書(中間)』(1975年8月)全83 ページ
- 金子和夫 (1978): 「公益事業における労使関係について」公益事業研究 30 巻 2 号 (1978 年 12 月) 41-70
- 金子和夫(1990):東京都立労働研究所『女子専門職の 就労形態とその実態 - 老人福祉施設を中心として 一』(下山昭夫・上林千恵子・金子和夫共著、1990 年3月) 49-81、119-122
- 金子和夫 (1991):「福祉マンパワーの『量』と人材確保 労働の視点より一」社会福祉研究 50 号 (1991年 5 月) 116-120
- 金子和夫(1992a):「老人福祉施策における福祉マンパワー一老人福祉施設マンパワー調査の分析を中心として一」社会保障法7号(1992年5月)51-62
- 金子和夫 (1992b): 「福祉マンパワーの現状と課題―保

- 健医療・福祉マンパワー対策本部中間報告とマン パワーの確保—」社会福祉学 33-1 号 (1992 年 6 月) 46-63
- 金子和夫 (2002): 大橋謙策編『福祉科指導法入門』中 央法規 (2002 年 4 月) 119-126
- 金子和夫 (2005): 大橋謙策編『社会福祉制度』中央法 規 (2005年1月) 181-214
- 金子和夫 (2022): NHK テキスト『社会福祉セミナー 2022年4-9月号』NHK 出版 (2022年4月) 38-53
- 金子和夫(2016):金子和夫監修、津川律子・元永拓郎編『心の専門家が出会う法律【新版】』誠信書房(2016年9月)全251ページ